

## 9 職員団体の登録

職員団体とは、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体又はその連合体である(地公法第 52 条第 1 項)。

職員団体は条例で定めるところにより、理事その他の役員の氏名及び条例で定める事項を記載した申請書に規約を添えて人事委員会に登録を申請することができる。登録は、職員団体の設立及び運営が自主的・民主的であることを人事委員会が確認し、公証するものである(地公法第 53 条)。

### (1) 登録職員団体一覧

本委員会における職員団体の登録状況は、次のとおりである。

職員団体名	構成員の範囲	登録年月日
名古屋市教員組合	名古屋市における小中学校教職員	S 41. 10. 7
名古屋市立高等学校教員組合	市立高等学校教職員等	S 41. 10. 7
名古屋市職員労働組合	名古屋市に勤務する職員	S 41. 10. 7
名古屋市立幼稚園教職員組合	市立幼稚園教職員等	S 48. 1. 17
名古屋競輪組合職員労働組合	名古屋競輪組合職員	S 58. 5. 23
自治労名古屋市労働組合	名古屋市に勤務する職員	H 1. 10. 20
名古屋市教職員労働組合	名古屋市立小中学校、養護学校に勤務する教職員	H 6. 4. 8
がっこうコミュニティユニオン・なごや	名古屋市の公立学校の教職員	H 25. 3. 18

(平成 31 年 4 月 1 日現在)

### (2) 登録事項の変更

職員団体の規約改正、役員の選任及び解任等を行った場合には、人事委員会にその旨を届け出なければならない(地公法第 53 条第 9 項)。平成 30 年度、変更登録を行った職員団体は、次のとおりである。

変更年月日	職員団体名	変更内容
30. 4. 6	名古屋市立幼稚園教職員組合	役員の変更
30. 4. 19	名古屋市教員組合	役員の変更
30. 6. 22	名古屋市教職員労働組合	役員の変更
31. 3. 14	名古屋市立高等学校教員組合	役員の変更